

2001

九州大学法学部案内

Introduction to The School of Law, Kyushu University

このパンフレットは、
進学希望の高校生の皆さんに九州大学法学部を
もっとよく知つてもらうために作られました。
九州大学の法学部がどんな学部なのか、
どんな講義があるのか、入試の方法は？
学生生活はどんなだろう？法学部を出ると就職は？
そんな皆さんの疑問に、できるだけたくさんの方々の答えを用意しました。
九州大学法学部は、皆さんの豊かな感性を伸ばすことができる
大学・学部でありたいと願っています。
このパンフレットが、皆さんの進路の決定の参考になれば幸いです。



目 次

ご挨拶	1
九州大学法学部の紹介	2
九州大学法学部施設案内	4
学部カリキュラム	6
入試のしくみQ&A	
九州大学法学部を志望するみなさんへ	8
講義紹介	9
ロー・スクール・セミナー	16
ゼミ紹介	
刑事訴訟法/大出良知ゼミ	18
サークル紹介	
九州大学法律相談部	20
進路・就職状況	21

お問い合わせ先

九州大学法学部の研究・教育内容などで不明な点は、法学部学生掛にお問い合わせください。

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目19番1号
TEL092-642-3166 (ダイヤルイン)
<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/>

ご挨拶



九州大学法学部長
内田博文

間もなく21世紀を迎えようとしています。法学・政治学を取り巻く環境にも大きな変化が生じています。これを日本国内でみると、現在、内閣に司法制度改革審議会が設置され、急ピッチで検討が重ねられています。「大きな政府」の下、これまで行政が担ってきた事前の「紛争予防機能」が、「小さな政府」への移行に伴い、縮小されることに対応して、これまでの「小さな裁判所」を「大きな裁判所」に改組・改革して、裁判所による事後の「紛争解決機能」を強化しようとするものです。福祉をはじめとする多様かつ広範な生活関係における法化の一層の進展も、これに大きく与っています。

しかし、それだけではありません。司法改革の射程は、司法への国民参加(陪審制度や参審制度など)の他、法学教育の在り方にも及んでいます。法学部の卒業生が最難関の国家試験といわれる司法試験に合格して法曹になるというのが、これまでのルートでした。が、このようなルートには、批判が強まっているからです。司法試験の合格者数が抑えられていることもあって、法学部の専門教育だけでは足りず、専門の司法試験予備校に通って何年も何年も受験勉強しないと合格しない。正解マニュアル指向の染みついた法曹が毎年、量産され、司法の機能不全の一因になっている。この類の批判です。法学部の学生のうち司法試験を受けるのはごく一部だという現状からすれば、高度専門職と結びついた法学の専門教育はむしろ大学院の段階に移してはどうか。これがロー・スクール構想といわれるもので、わが国の法曹養成制度の在り方を抜本的に変えるものといえましょう。

日本の人権状況の在り方も、問題となっています。その貧しさは、国連によっても繰り返し指摘されているところで、国際人権(自由権)規約委員会による日本政府への「最終見解」(1998年1月)が示す「主要な懸念事項と勧告」は、第6「前の勧告の大部分の不履行への懸念」、第7「世論調査による規約違反の正当化」、第8「規約に違反する『公共の福祉』概念による権利の制限」以下、第34「NGOとの対話の勧告」まで、29項目に及んでいます。なかでも注目されますのは、人権

侵害を調査し是正するための有効な非司法機関(「国内人権救済機関」)の設置と、「裁判官、検察官、行政官に対する国際人権法教育」という勧告です。これによれば、法学部やロースクールなどにおける国際人権法の教育・研究の比重が高まるものと予想されます。「国内人権救済機関」につきましては、法務省内に設けられた人権施策推進審議会などで現在、検討中です。かりに設置されることになれば、これを担う人材、あるいはNGOを担う人材をどのようにして養成していくのかということが当然、問題になります。今後の法学・政治学教育の課題でもあります。

以上は国内についてですが、より重要なのは世界的な動きです。国連などをはじめとして、国際的な法的ルール作りの一層の進展と国際法及び国内法の融合化、さらには、上述した国際人権法などの法を介した国際的な安全保障・紛争解決体制の枠組みの拡大などの動きがみられるからです。

九州大学法学部及び大学院法学府の教職員一同は、このような国内外の中長期的な動きをにらみつつ、法学・政治学教育・研究の一層の充実に努めています。教育と研究は両輪です。どちらが欠けても発展はありません。教官と学生の関係も双方向でなければなりません。理論と実践も同様です。社会から学びつつ、社会に対して明確にメッセージを発信していく。私たちは、そのような21世紀に相応しい開かれた大学作りをめざしています。

平成12年6月1日

九州大学法学部の紹介

ここではまず、九州大学法学部がどんなところか紹介していきたいと思います。みなさんが入学して、大学生活を進めていく上で、関わってくる順番に、説明をしていきます。

1 六本松での勉強

1年生および2年生前期までは、主として六本松キャンパスで勉強することになります。この期間は、専門の法学・政治学の勉強のみならず、様々な他分野の知識を吸収していくことになります。法律の生きた姿を勉強するためにも幅広い分野の知識が必要で、いわば法を学ぶ上での基礎体力をつける期間と言えるかもしれません。

もちろん、法律の専門の勉強も同時に始まります。週に1回は箱崎のキャンパスで、1年生向けの法学・政治学ゼミも開講されますし、基本的な法律科目、政治学科目の講義も始まります。2年前期には憲法、民法、刑法など、専門科目が順次増えていきますので、しっかり基礎体力をつけておきましょう。

また、この時期は、他学部の学生と交流する機会の多い時期でもあります。



六本松キャンパス



箱崎キャンパス

2 箱崎キャンパス

2年生後期からは(順調にいけば?学部カリキュラムの2、参照)箱崎キャンパスでの生活が中心となります。法学・政治学の勉強も次第に熱が入ってくるでしょう。

一口に法学・政治学と言っても、そこには多様な研究領域が含まれています。九州大学法学部では、次のような分野について講義し研究しています。

基礎法学分野

いわゆる六法科目ではなく、法というものについて広く学際的な視点から勉強をすることになります。哲学、歴史学、社会学など、隣接する社会科学と法との接点を理論的、実証的に学ぶことになります。また外国の法制度やその比較研究を行う分野、法の社会における動態を分析する分野なども含まれます。

公法・社会法分野

法の要である憲法のほか、行政法、行政学など、行政機関の組織・活動をめぐる法律やその実態について学ぶことになります。また、セクハラ等も含めた労働や雇用をめぐる法律、高齢化を迎え重要な課題を抱える社会保障法などもここに含まれています。

民・刑事法分野

市民間の法律関係、たとえば様々な契約やものの所有、家族関係など身近な社会関係を規律する法律を学ぶことになります。会社の組織や活動、金融などの法律も学びます。また刑法、刑事政策などの分野もありますし、近年関心を集めている少年法などもここに含まれます。また、これら民事・刑事の事件についての訴訟手続も重要な課題となっています。

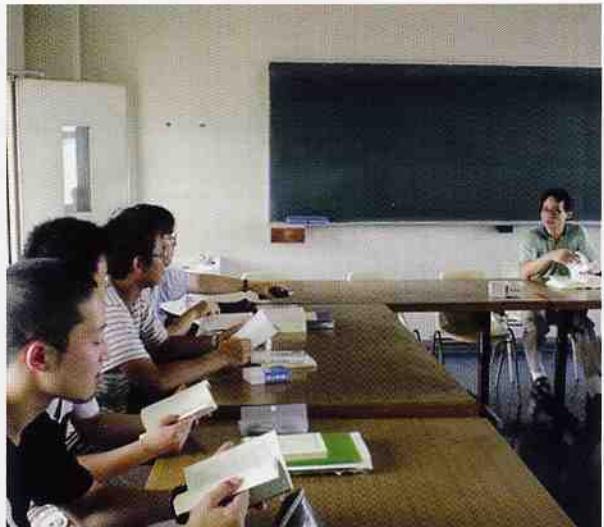


国際関係法学分野

国家間の関係や国際的な民事関係を規律する法律、国際組織に関する法律、国際契約や知的財産に関する法律などを学びます。経済や社会の国際化が進展するなか、様々な新しい問題が出現し、その重要性が増しています。

政治学分野

政治思想、政治史などの分野から、国際政治や比較政治学など、現在の政治をめぐる諸問題について検討する分野まで、幅広く教育が行われています。法学とは異なる角度から社会の問題について分析する視角を得ることができます。



さて、こうした分野の教育にあたって、九州大学法学部は、他大学の法学部とはひと味違ったスタッフの構成を行っています。

第一に、弁護士をはじめ法律の実務家や行政機関から教官を迎えていていることです。現在も、弁護士や厚生省から教官を迎えてています。これによって、実務に根ざした生きた法学の教育がなされています。

第二に、他大学に比べ多くの外国人教官を迎えていることです。現在も、中国、韓国、タイ、イギリス、ユーゴスラビア、ドイツなど、多彩な外国人教官が教育にあたっています。

みなさんも、是非こうした九州大学法学部の特徴を有利に活かして、視野の広い生きた法律・政治学の勉強を目指して下さい。

3 卒業後の進路

卒業後は、それぞれ思い思いの方向へ進立っていくことになります。弁護士、検察官そして裁判官などの法曹、国家公務員、地方公務員などのほか、民間企業にすすんでいくことになります。

また、これらの就職のほかに、九州大学大学院法学府も多彩なプログラムを用意しています。研究者を目指す研究者コース、法学・政治学の高度な修得を目指す修士課程のアドバンスト・コース、いったん就職した社会人の再教育を行うフレックス・コース、さらには主に外国人留学生を対象に英語で教育を行うL.L.M. コースなど、毎年、多くの学生が入学しています。

このように学部のみならず、大学院プログラムとも連携した教育体制も九州大学法学部の大きな特徴と言えます。

九州大学法学部施設案内

皆さんのが九州大学法学部(箱崎キャンパス)で学生生活を送ることになった場合、日常的に利用することになる学内施設や、法学部が誇る貴重な所蔵資料などについて紹介しましょう。

講義室・演習室

現在、法学部の授業のために使用されている教室は、大小とりまして25室ですが、このうち演習(少人数形式授業)用の教室が13室あります。法学部は伝統的に演習を重視し、毎年3、4年生を対象に40クラス以上もの演習を開講していますが、こうしたことが可能なものこれだけの演習室を確保しているからです。あいにくすべての教室に冷暖房完備とまではいきませんが、量的にも、また視聴覚設備等の質的な面でも、学生諸君の授業面での多用なニーズに十分応えられるだけの環境にあるといつていよいでしょう。

法学部図書室

講義や演習のための学習を進めたい、あるいは自分が関心を持ったテーマについてもっと深めてみたい。そう思ったら、ぜひ法学部図書室所蔵の図書資料を利用してください。法学部図書室には、なんと30万冊以上という全国有数規模の法学・政治学関係専門の図書・雑誌が収蔵されていて、学生諸君の利用を待っています。法学部生なら誰でもこれらの図書を閲覧することができるばかりか、自分の探す図書を求めて、書庫の中に立ち入ることもできるのです。学生諸君が必要とする専門書のほとんどはここで見つけることができるでしょう。

法学部図書室のお宝

ここでは法学部図書室の誇る貴重な図書資料のごく一部について紹介します。①国際法の父として有名なグロティウスの著書『戦争と平和の法 De jure belli ac pacis』の初版本(1625年刊)。言うまでもなく、世界中探してもたしいへん珍しく貴重なものです。②「明治文庫」。明治時代に出版された法律関係図書のコレクションで、1千冊近くもあります。明治期の法律学や法学者について研究する上でも非常に貴重なものです。③「民事判決原本」。明治初期から昭和戦前期までに下された民事事件の判決書のうち、鹿児島、熊本両県を除く九州地区の裁判所に保管されてきたもので、簿冊にして約3千冊、判決件数で30万件以上あります。現在のところ、これは九州大学法学部で一時保管しているもので、法学部図書室の所蔵資料というわけではありませんが、日本の近代法史研究の宝庫というべき資料です。④「法制史資料室」。江戸時代の古文書を中心に前近代の法律関係資料が8千点近く収蔵されています。古文書のほか、十手や高札などの遺物資料もあり、江戸時代以前の法制に関心のある人にとっては見逃せないものです。これらの貴重資料も、③以外はすべて学生でも閲覧することができます。



明治・大正期の「民事判決原本」



中央図書館・六本松図書館

法学部生が主に利用する図書館としては、法学部図書室のほかにも、中央図書館と六本松図書館があります。これらは法学部図書室ほどの法学・政治学関係の蔵書はありませんが、学生の閲覧用スペースが広いなどの点では法学部図書室にまさっています。特に、六本松キャンパスでの生活を中心となる1年生時には、六本松図書館の利用が便利かもしれません。



中央図書館

生協文系書籍部

図書館で借りて読むばかりじゃ何だからもの足りないという人には、ここがお勧めです。店構えはけっして広大とはいえないし、マンガ本こそ置いていないけれど、こと専門書や注目の新刊書に関しては、都心の大型書店にも引けを取らないだけの品揃えが魅力です。また、書籍コーナーのすぐ隣のスペースは学生のたまり場用のラウンジとなっていて、いつも学生の歓談の声が絶えません。ここには学生用のコピー機器も設置されています。

生協文系食堂

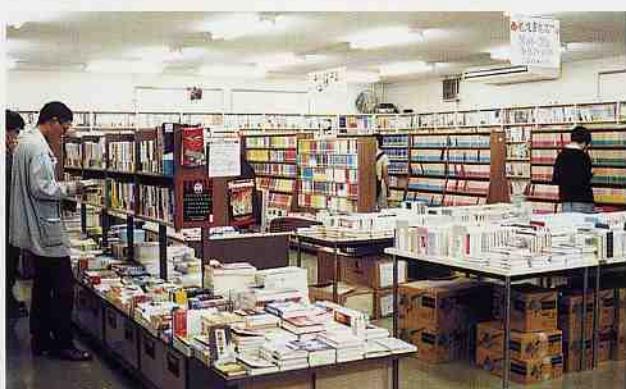
法学部生はもちろん、文系学部生の大半が昼食時に利用する食堂です。何と言っても、近くて便利で安いのが魅力。メニューも結構豊富です。ピーク時には混雑するけど、少し時間をずらせば、ゆったりと快適な環境で食事をたのしめます。

就職情報コーナー・就職情報室

法学部生向けには就職情報コーナーを設置して、企業からの求人案内等の情報を常時提供しています。また、これは別に全学部の学生を対象とした就職情報室も併設されており、ここではインターネットを利用した就職情報の提供、就職相談に力を入れています。

大学院生研究室

大学院生用の研究室の整備、拡充に努めている点も法学部が他に誇るべき点の一つです。1999年4月には、第3研究棟を新築し、院生用研究室を5室増設しました。その結果、現在、院生用研究室の数は30を数え、ますます増大する大学院進学者に対応する態勢を確保しています。狭いながらも院生1人ごとに机1つ分のスペースを提供し、研究室での勉学の便宜を図っている点も、法学部の大学院ならではの特色です。なお、院生用研究室はすべて冷暖房完備です。



生協書籍



生協食堂

学部カリキュラム

1 授業科目の種類

授業科目には、大きく分けて全学共通教育科目と専攻教育科目の2種類があります。全学共通教育科目は、九州大学の他の学部同様、総合大学としての機能を活かす形で全学の教官の協力によって授業が実施される科目であり、教養教育科目、外国語科目、健康スポーツ科学科目、情報処理科目等からなっています。他方、法学部の専攻教育科目は、後で詳しく述べるように、法学部の教官によって担当される法学・政治学の専門科目です。この他、九州大学独自の総合選択履修方式というものがあり、各自の関心に応じて、全学共通教育科目および他学部(例えば、文学部・経済学部等)の専攻教育科目から履修することになっています。全学共通教育科目においても、専攻教育科目においても、講議形式の授業の他に、少人数のゼミナール形式の授業(4参照)が設けられています。

2 低年次科目と高年次科目

キャンパスが2箇所に分かれている事情もあって、最初の1年半は主として六本松キャンパスで全学共通教育科目を学び、残り2年半は主として箱崎キャンパスで専攻教育科目を学ぶことになります。しかし専攻教育科目でも、入門科目(法学入門・政治学入門)の他、高年次における授業科目を理解する上で不可欠の前提となる憲法・民法・刑法といった基本的科目の中には、1年前期から開講されるものもあります(週に一度これらを箱崎キャンパスで受講する曜日は「箱崎日」と呼ばれています)。

また、厳格な学年制は採用していませんが、系統的な学習を行う観点から、2年次終了までに全学共通教育科目を一定単位数以上修得していない者は3年次以降に開講される法学部の専攻教育科目を履修することができないことになっています。

3 コース制

九州大学法学部には、法律コース、法政策コース、国際ビジネス法コース及び政治コースの計4つのコースがあります。これらのコースは卒業後の進路をある程度考えて設定しており、そのためのいわば履修モデルです。したがって、コース毎の定員は特に設けておらず、各自の希望により各々のコースに分かれることになります。また、コースによって単位の取り方に違いがありましたが、いずれのコースにおいても、ごく一部の科目を除いて、絶対的な必修指定科目を置かず、緩やかな選択必修制と自由選択制を組み合わせた方式を採用しています。選択必修科目および選択科目の種類はきわめて多数であり、学界の第一線で活躍している教官によって基礎的・伝統的科目から応用的・先端的科目まで多種多様な科目が用意されています(⇒「講義紹介」、参照)。卒業時に授与される学位はすべて「学士(法学)」(Bachelor of Laws)です。

各コース毎の特徴は次のようになっています。

法律コース

法律専門家等を目指す学生を対象に、実定法規範の基本的理解を目的としたコースです。

1. 必修科目(8単位):演習(3年次および4年次)

2. 選択必修科目(44単位)

基礎法学科目(4単位)/民法・商法科目(12単位)/

訴訟法科目(8単位)/公法・社会法科目(12単位)/

刑事法科目(4単位)/政治科目(4単位)

3. 選択科目(28単位)

法政策コース

公務員等を目指す学生を対象に、広い視野から法・政治の役割を捉えることを目的としたコースです。

1. 必修科目(8単位):演習(3年次および4年次)

2. 選択必修科目(44単位)

基礎法学科目(4単位)/民法・商法科目(12単位)/

憲法・行政法科目(16単位)/刑事法科目(4単位)/

社会法科目(4単位)/政治科目(4単位)

3. 選択科目(28単位)

国際ビジネス法コース

企業の国際化に対応する能力を養うことを目的とし、外国語および経済・経営分野の科目にも力を入れたコースです。

1. 必修科目(10単位):演習(3年次および4年次)および外国法律書講読

2. 選択必修科目(42単位)

基礎法学および政治科目(4単位)/民法・商法科目(12単位)/公法科目(8単位)/国際関係科目(14単位)/経済学部の科目(4単位)

3. 選択科目(28単位)

政治コース

政治の基本構造と変動する政治力学を理解し、ジャーナリズムをはじめとして民間・行政機関で活躍する人材養成を目的としたコースです。

1. 必修科目(10単位):演習(3年次および4年次)および外国政治書講読

2. 選択必修科目(38単位):基礎法学科目(4単位)/公法科目(8単位)/行政法・訴訟法科目(8単位)/政治科目(18単位)

3. 選択科目(32単位)

4 ゼミナール

九州大学法学部の特色の一つに、ゼミナール(演習)の重視をあげることができます。教官全員がゼミを担当し、教官と学生、学生相互の活発な調査・報告・討論を通じて、それがそのまま人間的連繋を深め、ひいては生き生きとした教育・研究の発展と人間的相互信頼が形成されるよう努力しています。ゼミ単位での運動競技や夏期休暇中の合宿、旅行なども盛んです。ゼミには3・4年生対象の高年次ゼミの他、1年生を対象とした入門的な基礎ゼミ1、学生と世代感覚のあまり異ならない助手が担当する2年生対象の基礎ゼミ2も開講されています(⇒「ゼミ紹介」、参照)。

大学院について

法学部卒業後、さらに大学院(九州大学大学院法学府)に進学して勉強を続けようと考えている方のために、簡単に説明すると、大学院には、研究者コース、アドバンスト・コース、フレックス・コースという3種類のコースがあります。研究者コースでは、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う能力を身に付けることが要求されます。2年間の修士課程修了後さらに3年間の博士後期課程において研究を進めることになります。アドバンスト・コースは、学部教育をさらに発展させ、専門的・実務的知識を幅広く修得する機会を提供するために設けられているものです。またフレックス・コースでは、社会人を対象としたリフレッシュ教育を行っています。

各コース共、専攻分野は、基礎法学、公法・社会法学、民刑事法学、国際関係法学、政治学の5専攻からなっています。大学院には外国人留学生も多く、教官と大学院生によって充実した研究・教育が行われています。

入試のしくみQ & A

九州大学法学部を志望するみなさんへ

Q1 九州大学法学部の入試にはどんな種類がありますか？

A1 大学入試センター試験(5教科・5科目)と個別学力検査(分離・分割方式)の組み合わせで、①前期日程入試(外国語・国語・数学の3科目)、②後期日程入試(小論文)を実施しています。この他に、既に新聞等で報じられているように、平成12年度(2000年春)入試から、③AO入試(総合評価方式:小論文・面接)が新たに始まりました。また、やや特殊ですが、④帰国子女入試(小論文・面接)も実施しています。

帰国子女入試で例年数名、AO入試で40名、後期日程入試で33名、その他は前期日程入試をつうじて入学してきています。なお、詳細は九州大学の「学生募集要項」等をご覧下さい。

Q2 新しく始まったAO入試というのは、どういうものなんですか？新聞等では「人物評価」入試と報じられていましたが、なにをどう評価するんですか？

A2 「人物評価」入試というのはちょっと誤解を招く表現ですので、少し説明しましょう。

AO入試とは、センター入試に代表される単答式の学力評価、あるいは伝統的な暗記型の筆記試験ではうまく計れなかつた受験生諸君の能力・意欲を正当に評価するための入試方法です。特に法学部の場合は、法学・政治学の学習をつうじて、新たな視点から問題を発見し、論理的に分析を加え、知的創造性をもつて問題解決策を模索し、それを説得的に表現・実践する技能を修得することに熱意と適性を持つ学生の入学を期待しています。このような法学部生にふさわしい能力・意欲を、調査書・人物評価書・志望理由書・小論文試験(240分)をつうじて見ていくこうとするものです(第一次選抜)。

この一次試験の合格者に対しては、さらに面接試験を課しています(第二次選抜)。これも「人物評価」としての面接というよりは、むしろ面接官と受験生諸君との議論をつうじて、みなさんの法学部生としての適性を見ようとするものです。そうした意味では「口頭試問」という表現の方がしっくりきます。

なお、平成12年度のAO入試導入に伴い、法学部がこれまで実施してきた推薦入試は廃止されました。

Q3 AO入試は、これまでの一般入試・推薦入試とはどこがどう違うのですか？

A3 一般入試との一番の違いは、センター試験を課していないことです。最終の面接試験が12月上旬に行われますので、センター試験前には結果が出る予定です。

また小論文・面接では、受験生個人の意欲・能力・適性を中心にしていきますので、学校長推薦を必要としたこれまでの推薦入試とは異なり、限りなく自薦に近い競争試験です。このため出

願にあたっては、「学校長の推薦書」は不要、その代わりに、本人をよく知っているクラス担任やクラブ担当等、在学高校の先生によって作成された「人物評価書」を提出してもらうことになります。

Q4 小論文試験のポイントは何ですか？

A4 小論文はAO入試・後期日程入試において、非常に重要な位置を占める科目であることは言うまでもありませんね。どちらも英文を含むかなり長い文章を読んでもらいますので、国語的な文章読解力や作文力が求められるのは当然ですが、それに以上に重要なポイントは、あるテーマについて様々な立場から書かれた文章を素材に、そこで問題となっている論点・争点を把握し、自分自身の観点から問題点を取捨選択・再構成し、それを分析・評価していく能力なのです。こうした問題発見・問題解決のセンスは法学部生にとって必須ですから、小論文の採点にあたっても高いウエートが与えられています。

Q5 小論文の評価基準は客観的ですか？

A5 よくある答案として、キーワードやキーセンテンスを上手に抜き出し器用にまとめただけのもの、まともな根拠を示さず一方的に自分の意見を述べただけのもの、床屋談義風の常識論に終始するもの、不条理な現実を嘆き批判するだけで具体的な解決策への手掛けりを全く示そうとはしない(決まって「各人の自覚を待ちたい」で終わってしまう)もの、などがあります。それではダメです。

小論文の出来を左右するのは、論理的思考と説得的論証の力です。それは客観的評価が十分に可能ですし、一枚の答案には必ず複数の採点者が目を通します。小手先のテクニックや扇情的なレトリックを使うのは、かえって逆効果ですので気をつけて下さい。

Q6 小論文対策としてどんな準備をすればよいのでしょうか？

A6 入試全般について言えば、当たり前ですが基本科目をしっかりと押さえておくことが大切ですね。小論文対策としては、日頃から社会問題に関心を持ち、なるだけ新聞や新書などに親しんでおくこと、ただしそこに書かれた見解を鵜呑みにせず、周囲の人との対話をつうじて自分自身の見方を鍛えておくことが望されます。

また、近現代史・政治経済・倫理などについての最低限の知識が背景にあって、はじめて小論文は深みのあるものになります。採点者は、あなたの社会科学的センスと知見に期待していますし、それは答案の行間から意外と読みとれるものなのです。受験科目でないことを理由に手を抜くとひどい目に遭いますのでご注意下さい。

Q7 来年度入試のヤマは何でしょうか？

A7 ヤマですか？入試とは、あなたの知的基礎体力を測るもの、日頃のトレーニングときっちりとした準備さえ怠らなければ、険しい山道も楽しく歩けるはずです。安易なノウハウやテクニックにたよらず、地道な好奇心をもって登頂をめざして下さい。

講義紹介

専門知識の修得にとって、中心となるものは何といつても講義です。以下では、講義内容を「高校生にも分かるように」教官に説明してもらいました。
(ここに掲載しているのは開講科目の一例です)

入門

法学入門 西村 重雄 教授

法律学を初めて本格的に学ぼうとする諸君に対し、民法総則を中心として講義し、今後の法律学の勉強の仕方を会得しるように目指しています。六法全書の引き方・使い方からはじめまり、大学生が身近に経験しそうな法律問題を毎回取り上げ、次第に体系的に理解できるように進みます。講義が終わる頃には、法律学は条文暗記とか単なる技術ではなく、法律は人間の長い経験の中から生まれたもので、それを解釈・運用する人の智慧と強い倫理観、そして優しさが必要であることが、多少なりとも分かることでしょう。

政治学入門 藪野 祐三 教授

現代の政治状況について、お話をします。世界の政治は今大きく、そしてめまぐるしく変動しています。平和と人権、開発と環境、女性と政治など、山積みされた課題が残っているのです。新しい世紀のために、どのような政治の枠組みをつくっていけばよいのかについて、みなさんと一緒に考えてみたいと思っています。

基礎法学

法理学 酒匂 一郎 教授

「法とはいつたい何だろう」というのは、他のあらゆるものについて「～はいつたい何か」と問う場合と同じように、その気になれば誰もがいたく素朴な疑問でしょう。この素朴な疑問から出発して、法について原理的に(いわばゼロから)考えてみようとするのが、法理学(別名法哲学)です。でも、この素朴な疑問もただむやみに「法とは何か」と問うだけでは一步も進みません。まず、それをさらにいくつかの基本的な問題にわけることになります。たとえば、法はルールやそれに関わる活動などからなっているといえますが、さらにそれはどういう構造と条件をもって成り立っているのか、それは道德や政治や経済などとどのように関わっているのか、法はどのような意味で正義を実現することができた実現すべきなのか、法的なものの考え方というはどういうものか、といった問題です(もちろんこれらの問題はさらに細かな問題に分かれていきます)。また、この疑問は誰もがいたきうる素朴な疑問だからこそ、太古の昔から現代にいたるまで繰り返し問われ、さまざまな答えが与えられてきたわけですが、この歴史を参考にして(そのために法思想史という科目もあります)、

あらためて問い合わせることになります。そして、結局これらの問いは、法は人間とその社会にとってどんな意味をもつのかという問いに帰着するといえるでしょう。あなたもこれらの問いにチャレンジしてみませんか。

日本法制史 植田 信廣 教授

御成敗式目や公事方御定書などといった昔の法律や裁判のありかたについて詳しく紹介します。いなければ「日本法律むかし話」です。法学部のなかで、一見最も現実離れした何の役にも立たない科目みたいですが、ちょっとかじってみると、実はいまの日本の社会が抱えている諸問題をより深く理解するためにもとても有益だと気付き、こんなことも知らずに法律を勉強していたなんて恥かしいとさえ感じるようになるかもしれません。まあ、それは言い過ぎとしても、日本法の歴史について認識を深めることができがキミに大きな知的刺激を与えることだけは確かでしょう。

ローマ法 西村 重雄 教授

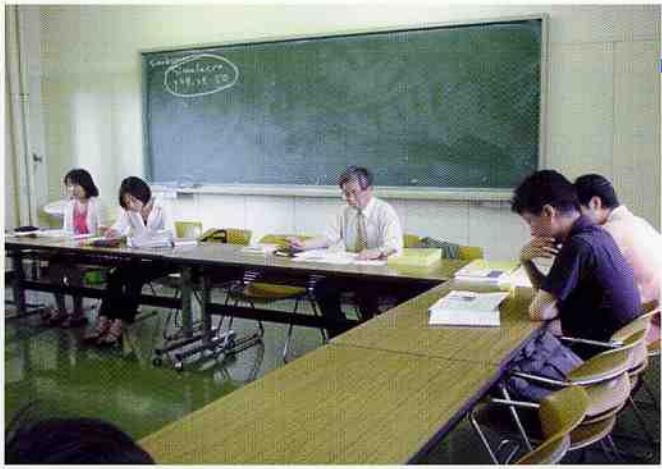
二千年前のローマ時代の法律が今さらなぜとお考えになる方も多いでしょう。ところが、一度ローマ法学者が具体的な事件について述べた判断を(ラテン語の原文ではなくとも)邦訳であれ読まれれば、当時すでにここまでよく考えられていたのかと驚かれると共にローマ法学が今日の法学の基礎となっていることが実感されることは疑いないところです。

西洋法制史 直江 真一 教授

法(制)史学とは、過去の具体的な法現象を、法以外の他の要因(政治・経済・宗教等)と関連させながら把握・認識し、その因果関係を説明することを目的とする学問分野です。

例えば、犯罪行為が生じた場合、現在では刑罰権を行使するのは国家です。しかし、まだ国家権力が弱い段階では、被害者が自ら復讐したり、加害者から金銭を受け取ることによって事態を收拾していました。そのような形で秩序を維持していた社会から現在のような形に変わっていくのには、一体どのような社会的要因が働いていたのかといった問題を考えます。それはまた、現代法(社会)の歴史的特質を明らかにす





ることにつながります。日本法が明治期以来ヨーロッパ法の多大な影響を受けてきた点からしても、私達にとっては、日本法の歴史と共に、ヨーロッパにおける法の歴史を学ぶことが意味をもってくるのです。

東洋法制史(中国法制史) 張 建国 助教授

前近代の中国社会はヨーロッパ社会とは異質の世界を形成してきました。中国では政治的権威の確立が古く、法律も古くから発達しました。その法は「天人の間」に淵源するものでしょう。

もちろん歴代の代表的な法典は基本的にはすべて刑法典ですが、その法体系としての内容は、かなり豊富で、完成度も高いものです。中国法制史に関する知見を深めることを通じて、中国の伝統法文化を客観的に理解できれば、中国の社会や法についての理解も深まることでしょう。

比較法 児玉 寛 教授

誰でも、たとえば自動販売機の前で、コンビニの店頭で、テレビ欄を見ながら、普段なにげなく「比較」をしているはずです。比較法も、日本の法と各国の法を比較する点ではこれと共通しています。しかし、重点が違います。比較法では、「どれにしようか」という選択よりも、「人の振り見て我が振り直せ」という反省に重点があります。世界各国の法と日本の法とでは、共通点ももちろんありますが、差異の方がはるかに大きいようです。どこが違っているのか、なぜ違いが生まれたのか、違いをそのままにしておくべきか、見習うところはないのか。比較法は、そういった問い合わせを発し続ける知的刺激に満ちた科目です。

法社会学 江口 厚仁 助教授

法社会学って何だろう？ みんなにとっては耳慣れない科目ですね。なにしろ憲法・民法・刑法のようにテーマやジャンルがはつきりしていませんから。だけど、みんなもこんな疑問を持ったことはあるでしょう？

裁判所や行政機関は、私たちの常識に照らすとしつくりかない決定を下すことがあります。それらが私たちの社会に息づいているルールや対人関係の知恵とズレてしまうのは何故なのでしょう、両者の折り合いをつけるにはどうすればいいのでしょうか。そもそも僕らの日常生活は、法律の条文に

書いてあるとおりには動いていないのかもしれません。一般ピープルは普段は法律などあまり意識せずに生活しているはずなのに、それでも社会がグチャグチャにならないのはどうしてなのでしょう。私たちが今後とも法と上手につきあっていくには、どういうノリと作法が求められているのでしょうか…。

法という、みんなが何となく「判ったつもり」になっている社会制度を、もういちど現代社会の基本的な成り立ちまで遡って考え直してみる、その際に日常生活者の視点に徹底的にこだわってみるとこと。これが法社会学的な「まなざし」なのです。スローガンは「非常識にならない程度に常識を疑う」です。来たれ、知的好奇心旺盛な人！！

紛争処理論 和田 仁孝 教授

紛争が生じた時、人間はどのような行動をし、また社会はその処理のためにどのようなしくみを設けているでしょうか。この授業では、裁判を中心とする法制度の具体的なはたらきを、データや外国との比較に基き、時には模擬裁判なども行いながら社会学的に明らかにしていきます。日本の文化や社会の特質は、日本人の紛争や交渉行動にどのように影響しているか、弁護士や裁判官の仕事の実際はどのようなものか、一緒に考えてていきましょう。

法動態学 和田 仁孝 教授

技術の進歩や価値の多元化に伴って、法に求められる役割も、きわめて複雑かつ多様になってきています。絶え間なく変動する社会の中で法が現実にどのような作用を果たしているのか、法という制度のダイナミズムをそれを用いる人々の意識や実践との関係で検討していきます。具体的には、法の機能に多角的なメスを入れていくための理論の構築、法文化と法意識、法と権力の動態、リーガル・プロフェッショナルの役割などを学際的に考えていきます。

立法学 伊奈川 秀和 助教授

現代の福祉国家をたとえて、「ゆりかごから墓場まで」と言うのを聞いたことがあると思います。生まれてから死ぬまで、医療、年金、福祉サービス等に無縁の人はいないでしょう。これらは、全て法律に基づいて実施されているのです。さらには、「墓場」については、「墓地、埋葬等に関する法律」まであります。また、犬も歩けば棒に当たると言いますが、「狂犬病予防法」により、犬も登録なしに、勝手には歩けません。

立法学では、こうした法律がどのように作られるのか、そして法律はどう作られるべきかを勉強します。最後に、皆さんに質問です。日本にどれだけの法律があるのでしょうか。たくさんある。それはそうですが、正確な数となると意外に難問です。試しに、周りの人に聞いてみて下さい。関心のある人は、一緒に勉強しましょう。

公法・社会法学

人権論(憲法) 大隈 義和 教授

世界の憲法は、歴史的・社会経済的・文化的・地理的ななどさまざまな点で条件づけられながら、各国でそれぞれの特徴ある展開をみせています。しかし、この憲法という舞台で主役を演じる「人びと」は、どの国の場合にも共通のこととして「基本的人権」を保障されているはずです。そこで、この人権に関する問題を上の条件も視野に入れながら世界との比較の中で考えるのは比較憲法の役割となります。この「人権論」では、とくに日本国憲法に焦点を当てて、基本的人権をめぐる諸問題を取り扱います。憲法の分野では、この領域がもつとも裁判になりやすくまた具体的な事例として頻繁に論じられることがあります。たとえば、みなさんはそのような事例として、髪型の自由?、バイクに乗る自由?、喫煙の自由?、お酒をつくる自由?、冬山登山の自由?、内申書の公開を請求する権利?、などをすぐに思い浮かべることができるでしょう。「人権論」ではこのような身近な例も取り上げながら、憲法が保障する「人権」の意味を学びます。

統治機構論(憲法) 安藤 高行 教授

統治機構論とは憲法の分野のうち、天皇、国会、内閣、裁判所、等の国の政治、行政裁判の仕組みや現実の作用を勉強する科目です。一見固苦しい話題が続くような印象を与えますが、実は必ずしもそうではなく、われわれが日々テレビや新聞などで接している政治の動きや裁判例を学問的に把握し、分析するという自分達の生活に密着した部分も大きいあります。また憲法改正や地方自治といった分野もその重要なテーマとなっています。

比較憲法 安藤 高行 教授

比較憲法というのはその名の示す通り、世界各国の憲法制度やその土台になっている憲法思想を勉強して、日本のそれと比較するという科目です。したがって当然基本的人権や議会にまつわる話が主になりますが、しかしそのような理論的问题に限らず、日本と他国の自治体制度の違いとか、情報公開やオブンズマン等の最近話題の制度についての各国の状況といった具体的・時事的なテーマにもできるだけ幅広くふれるようにしています。



行政組織論(行政法) 大橋 洋一 教授

行政組織論では、行政活動を担う行政という巨大組織がどのような構造・仕組みをもつものなのか、を説明します。行政活動といつても、東京の霞ヶ関にある中央省庁のほか、47都道府県や全国に3000以上も存在する市町村などによって担われています。こうした行政組織がどのように編成されているのか、いかなる関係の中で機能しているのか、ということは、一見したところ行政内部の細かな事柄のようでもあります。しかし、実は行政の外にいる市民に対しても行政組織の方は大きな影響を及ぼしています。近時、新聞をにぎわせている中央省庁の再編・改革や地方分権の推進などは、行政組織の大変革を目的としたものです。これらの改革では、中央集権型のたてわり行政体制、密室型行政、審議会行政といった伝統的な日本型行政スタイルの変革が問われているのです。市民にとって透明な政治、市民の意見に耳を傾ける行政機構をどのようにしたら構築できるのか、と一緒に考えてみたいと思います。

行政過程論(行政法) 大橋 洋一 教授

行政の提供する施策・サービス・情報に私たちが依存する度合いは、近年著しく増加しました(例えば、在宅老人のために市町村が実施する福祉サービスを考えてみてください)。他方で、強制力を伴う行政活動は市民の自由にとって脅威であることは言うまでもありません。このように、時には侵害者として、時には給付の担い手、そして最近では社会に存在する多様な利害の調整者として登場する「行政」に焦点をあて、それと市民との関係をどのように築くべきか、を考えるのが行政過程論です。皆さんと一緒に民主主義社会にふさわしい開かれた、透明性の高い行政システムを探究してみたいと思います。社会認識の目を養う上で、行政法学は現代人の必須科目であると考えます。

行政救済論(行政法) 角松 生史 助教授

行政過程論が、いわば「るべき行政」の姿を探求するものだとすれば、行政救済論では、「市民」がどうやって行政を統制し、そのような姿に近づけていくことができるのか、それを考察します。行政が違法(と思われる)活動を行ったとき、市民は、裁判や不服申立手続によってそれを是正することができます。しかし、現在の法律及び判例によれば、そこにはさまざまな限界が課せられています。そのような「救済手続」の意義と限界を学ぶのが、第一のテーマです。

第二に、行政の違法な活動によって、あるいは、(土地収用のように)違法とは言えないが特定の市民に犠牲を強いるような活動によって、市民が財産的損害を受けることがあります。そのような損害の損傷の補填を求める(=「国家補償」)ことができるのはどのような場合か、それを考えてみたいと思います。

どちらのテーマに関しても、現在の法制度や判例にはさまざまな問題があります。問題を批判的かつ正確に理解する目を養うこと、この講義が少しでも貢献できればと思っています。

行政システム論 木佐 茂男 教授

「行政システム」を文字通りに訳せば、「行政組織」とか「行政の仕組み」ということになろう。狭い意味では行政の仕組みのことを学ぶことになるのであろうが、行政の仕組みがどのように動いているのか、本来、誰のために、どのように動くべきか、といったことにも視野を広げて、行政法に関するそれまでの知識を総動員して考えるような講議を構想したい。内容は、各年の担当者によって少しずつ変わる。

行政学 山田 治徳 助教授

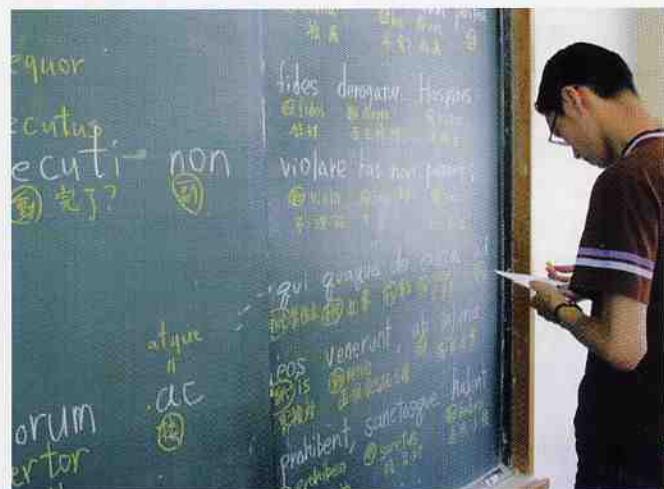
中央省庁の再編や警察官僚をはじめとするお役人の腐敗など、行政についての関心が高まっています。しかし、行政はどのような仕組みで運営され、そこではどのような人々が働いているのでしょうか。また、お役人は何を考えて仕事をしているのでしょうか。行政について、新聞やテレビ等で報道されているのはあくまで一面に過ぎません。皆さんが行政を知り、行政の仕組みや制度を理解することに多少なりともお手伝いができればと思っています。(^_-)☆(ウインク)

地方自治制論 今里 滋 教授

自分たちの暮らしに身近な問題は自分たちで処理する。これが地方自治の基本です。今私たちの暮らしは大きな曲がり角にさしかかっています。東京一極集中と地方の過疎化のために様々な歪みが生じているからです。高齢者問題、自然環境の枯渇など、その例は増えるばかりです。地方が強く豊かにならなければ日本は沈没してしまいます。地方自治論は地方を取り巻く種々の問題に真正面から挑む超現代的学問です。明日の日本を地方から担おうという諸君の積極的参加を待っています。

労働法 野田 進 教授

労働時間の短縮、企業のリストラ、外国人労働者問題など日々のニュースの中でも話題に事欠かないのが労働問題です。現在、日本では働いている人の70%以上が、公務員や会社員など他人に雇われています。働く条件や安全などについては数多くの法律や規則があり、また労働組合による交渉で、



よりよい条件にする努力が行われています。これを体系的に学ぶ労働法は、国際的広がりで、現代社会を捉える目を養う場と思って下さい。

社会保障法 河野 正輝 教授

一生の間には誰でもいろいろの危険に遭遇しますね。そのときどのような生活を営むかは原則として個人の自由であると同時に個人の責任です。しかしそのような危険のなかには、個人の力の及ばない、もっと大きな社会的要因で襲ってくるものもあります。例えば失業、過労死、労働災害、定年退職、老後の心身の障害などなど。そのようなとき、一人一人の人間らしい生活の保障のために、国と地方自治体、企業、家族そして本人はそれぞれどのような責任を負うべきでしょうか。とりわけ超高齢社会の到来を迎えて、これからの中年金制度、福祉施設、在宅サービスのあり方はどう考えるべきでしょうか。このような問題について一緒に調査し、考えていくこうという講義です。

民刑事法

民法(契約法) 五十川直行 教授

私たちは、他者との契約関係の渦の中で、日々の生活を送っています。食料品や愛車のヴィツツを入手するのも、貸別荘を借り受けるのも、残念ながら病を得て医師に治療してもらうのも、すべて契約関係です。当事者(たとえば、売主と買主)は、それぞれの期待や計算をもって、契約関係に入ります。しかし、思わずどおりにいかないのがこの世の常ですね。そういう場合の処方箋として、ローマ法以来の伝統を継承する民法学が登場することになります。

民法(物権法) 曽野 裕夫 助教授

「この土地は私のものである」…これを民法学では、私が「所有権」を有するといいます。所有権は物権という種類の権利の代表です。では、所有権を有していると具体的にどうなるのでしょうか。誰かが勝手に私の土地に建物を建てた場合、その人に対して、建物を取り壊して土地を明け渡すように求めることができそうです。では、その人が建てた建物を、私が勝手に取り壊すことは許されるでしょうか。また、その人が「その土地は自分がAさんから買ったものだ」と反論してきたらどうなるでしょう。しかも、私もその土地をAさんから買ったはずだったとすれば…。物権法ではこのような問題を考えます。

民法(不法行為法) 曽野 裕夫 助教授

化学企業の工場排水で環境が汚染され、人々の健康に被害が生じた場合、被害者はどのような法的救済を求めることができるでしょうか。あるいは、わき見運転による交通事故で歩行者が大けがをした場合にはどうでしょうか。ひとつの方針として、被害者が、被害の原因をつくった加害者に対して損害賠償を求めるということが考えられます。それが「不法行為に基づく損害賠償」という法制度です。それでは、問題の汚染物質が危険だということが知られていなかつた場合でも加害企業は損害賠償を支払わなければならないでしょうか。あるいは、わき見運転事故が、普通ならかすり傷程度ですんだはずなのに、被害者の骨が普通の人よりも弱かつたために大怪我になってしまった場合、加害者がどれだけの損害賠償をするのが正義にかなうでしょうか。不法行為法では、このような問題を考えます。

民法(家族法) 伊藤 昌司 教授

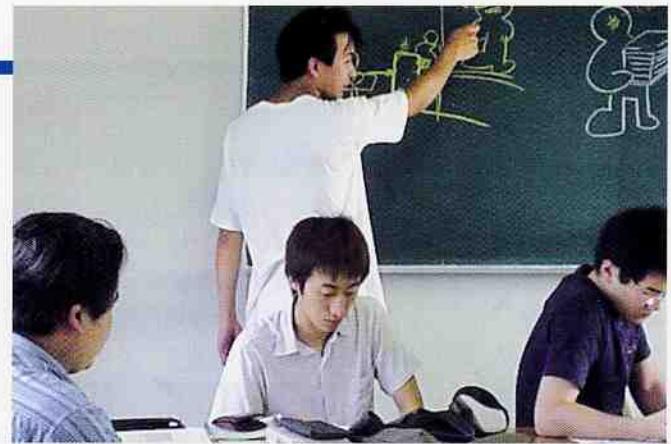
貴方の父母は誰なのか、その父や母と貴方とはどんな権利義務の絆で結ばれているのか、考えてみたことがありますか。父母との関係だけでなく、貴方と兄弟姉妹、祖父母、オジ・オバやオイ・メイとの間も、日本の社会と国家が作りあげてきた法による規律を受けます。イトコとの結婚は可能ですが、兄弟姉妹との結婚は原則として禁止されています(例外:日本法では貴方の親の養子と貴方は結婚できます)。それでは、男女が結婚しているということは、結婚せずに同居している場合とどう違うのでしょうか。幼児が親に死なれたら、誰が育てる権利と義務を負うのでしょうか。親の遺産は、その子にどんなふうに受け継がれるのでしょうか。どれもこれも、民法(家族法)の問題です。

医事法(医事民法) 五十川 直行 教授

人工生殖技術、遺伝子治療、癌治療、臓器移植など、急展開する現代医療。適正な医療への期待は高まるばかりですね。「インフォームド・コンセント」というキーワードも定着したようです。では、法(および法律学)は、「るべき医療」の実現に向けた営みにどのようにかかわることができるのでしょうか。ここでは、『医と法の対話』をめざし、医療を受ける患者と医療の担い手(医師・看護婦など)の法律関係のありかたを中心に、民事法的観点から考えます。

商法 森 淳二郎 教授

企業の営む経済活動は、一般市民の場合と異なり、大量的、反復的、継続的、投機的な特色を有している。たとえば、企業と新たな取引を開始するとき、相手の会社の状況はどのようにして分かるのか。企業は、部長や課長にどのような権限を与えて営業活動を行なっているのかなど、企業を支える人のおよび物的制度を取り上げる。



商取引法・消費者法 清水 巍 教授

商取引といつても、その態様はさまざまである。まず、商事売買の一般原則がどのようなものであるかを知ったうえで、証券会社が行なっている委託売買、特約店・代理店・フランチャイズの異同、運送取引、ホテル営業に伴う問題など、多様に展開する商取引の法的問題を検討する。

会社法 森 淳二郎 教授

わが国の国家予算を上回る売り上げを上げている企業グループがある。どうして、株式会社は、そうした経済活動を行なうことができるのか。また、その経済権力が不当に行使されると、弊害は大きいが、不正な経営は、はたして、株主の代表訴訟で抑制できるのかなど、現代の経済活動の主要な担い手である株式会社の諸問題を取り上げる。

民事訴訟法 川嶋 四郎 教授

問い合わせ「佐藤さんは鈴木さんに200万円貸したが、履行期が来ても返してもらえない、鈴木さんは借りた覚えはないと言い張っている。佐藤さんは、どんな手続きで、債権を回収し、法的な救済を獲得できるだろうか。鈴木さんは、現在無職で、財産と言えば少しの家財道具と銀行預金ぐらいで、佐藤の野郎に払うくらいなら金をドブに捨てた方がましだと言っているとき、佐藤さんは、裁判所から判決をもらう前に、鈴木さんの財産の現状を維持しておきたいと考えているが、どんな法的措置をとれるだろうか。佐藤さんは、勝訴判決を得たものの、鈴木さんが自発的にお金を払わない場合に、どうすればいいだろうか。そうこうしているうちに、他の債権者からも取立てを迫られていた鈴木さんが、裁判所に自己破産を申し立てた場合に、佐藤さんは、200万円を無事回収できるだろうか。」答え…は、「民事訴訟法」そして、「民事救済法」「倒産処理法」への一連の授業で、共に学び考えて行こう。

倒産処理法 ハタ 卓也 助教授

あなたが、勇作さんに、500万円のお金を貸していたとする。ふつうなら、これは、期限がくれば500万円のお金を返してもらえることを、意味する。しかし、勇作さんが、持っている財産をすべて合わせても、500万円の5分の1の100万円にも満たないという事態に陥ってしまうことも、不幸ながら考えられる。勇作さんは、さらに他の人からも沢山の借金をし

ているようである。そうなった場合、あなたが勇作さんに貸した500万円は、どうなってしまうのか。勇作さんは、どうなってしまうのか。

倒産処理法は、このような「倒産」という極限状況において、貸した側と借りた側、また、貸した者同士の間の関係がどうなっていくのか、借りた側の運命はどうなっていくのか、を、考えていく学問です。「倒産」とは、暗い話ですが、逆に、極限状況においてこそ「権利」の真の姿が現れるとも言え、その意味では、倒産処理法ほどスリリングかつエキサイティングな学問はないかもしれません。あなたも、極限状況に身をおいて、「権利」の真の姿について考えてみませんか？

刑法 内田 博文 教授

犯罪と刑罰に関する法が刑法です。私には関係のない世界だと思われる方がいるかも知れませんが、そうでしょうか。ドライバーが絶えず「犯している」速度制限違反も法制上は「立派な」犯罪だからです。私共は被害者となる危険性、そして「犯罪者」となる危険性と隣合わせに生活しているといつても過言ではありません。

刑事訴訟法 大出 良知 教授

犯罪が行われたら、その犯人に刑罰を科すのが、私たちの社会のルールです。その犯人を確認し、刑罰を科すまでの方法(手続)を定めている法律が、刑事訴訟法です。テレビの推理ドラマや推理小説では、犯人はほとんど捕まります。しかし、実際には、そう簡単ではなく、十分注意しないと、すぐ人に違いをしたり、人権を侵害してしまいます。そこで、そのような間違いや人権侵害を起こさないで犯人を処罰するにはどうしたらいいかを考えていきます。

刑事政策 土井 政和 教授

犯罪・非行とは何か。一見自明のように思える概念も、国や時代によって大きく異なります。それに対する国家や社会の対応もまたしかりです。講義では、まず、犯罪統計などを用い、外国とも比較しながら、わが国の犯罪・非行状況を概観します。そして、犯罪・非行とはいかなる現象か、それに対してどのような対応が行われており、また行われるべきか、について理論、実務、立法全般にわたって、福祉政策や教育政策をも射程に入れながら検討します。



国際関係法学

国際法 柳原 正治 教授

たまたま駐日外交官の運転する車にはねられたとします。被害者は一切損害賠償を請求できません。外交官には外交特権があるからです。では、なぜこのような幅広い特権が認められているのでしょうか。また、最近のイラクと多国籍軍との軍事衝突で十万人以上の戦死者が出ました。戦闘に参加した兵士は「殺人罪」にとわれることはありません。なぜでしょうか。世界の平和を維持するには武力行使は不可欠なのでしょうか。国際法は個々の人間の身近な問題を取り上げます。

国際取引法 北川 俊光 教授

世界各国の企業は「モノ(製品・技術・サービス)」「ヒト」「カネ(投資)」を通して事業活動の国際化・グローバル化を図っています。この過程において企業は、海外のいろいろな法令の適用を受け、さらに諸々の法律係争にまきこまれています。この講義では、このような実社会の現実の動きの中から法律を学んでいきます。ここでは、米国、WTOにおけるアンチダンピング、エスケープクローズ、不公正輸入慣行、301条、エクソンフロリオ条項などの通商摩擦、投資摩擦、紛争処理の問題や国際経済法、製造物責任法、独占禁止法、条約等を広範囲に研究しながら、これから世界市場において共通に適用される法、ルールはどうあるべきかを考えていきます。

国際私法 河野 俊行 教授

中田選手がイタリアで活躍していますが、これもローマとの間に契約があるから出場の機会が与えられるわけですね。しかし仮に契約にトラブルが発生しても、一方が外国チームだから、日本の民法をそのまま使うわけにはいきません。

またあなたが外国旅行中に交通事故にまきこまれたとすると、あなたはどこで訴訟をおこせばいいのでしょうか。

このように外国で、また外国人を相手に紛争が発生したときに、それをどうして円滑に解決するか、これが国際私法のテーマです。

国際経済法 吾郷 真一 教授

国際経済法とは文字通り国際経済にかかる法律のことです。それはとても広い範囲にまたがる事柄でもあるので、ここでは国際経済に関連する国際機構(国連とその専門機関および世界貿易機関)の活動に特に焦点を当てて、国際法という道具を使って分析します。昨年のシアトルでの騒ぎは記憶に新しいと思いますが、なぜ、IMFやWTOの会議があるとNGOがデモをするかがわかってくるはずです。



韓国法 李 錦(イ ジョン) 助教授

韓国は、地理的にみても歴史的にみても日本に最も近い国です。特に、九州地方は、韓国からみて本州の東京よりはるかに近いこともあって、古くから日韓交流の関門となつておる、このような日韓関係は今後グローバル化が進むにつれてますます深まっていくだろうと予想されます。このように、日本と韓国は極めて密接な関係にあるにもかかわらず、韓国の法制度や慣習などはあまり日本に知られておりません。

この講座では、韓国の社会や文化に接するにあたつて、知つておくべき基本的な法的知識や慣習等を、日本との比較的な視点からわかりやすく紹介します。本講座は、将来、韓国への旅行や留学などを計画している諸君や、韓国文化にご興味のある諸君にとっては、韓国をより理解する上で貴重な体験となると思われます。

国際知的財産法 熊谷 健一 助教授

流行しているパソコンと似た形のパソコンを販売すること、缶ビールのデザインが似ていること、レンタル屋さんから借りてきたCDをMDで録音すること、外国旅行のお土産としてルイヴィトンの偽物のバックを買ってくること……。

このような日常生活においてとても身近な事柄に関係するのが知的財産(著作権、特許権、商標権、不正競争の防止etc)です。知的財産の保護の問題は、GATTのウルグアイラントにおいても、貿易関連の側面から議論がなされる等、国際的な問題にも発展しています。また、日米間においても、知的財産を巡る紛争が多発し、日本の企業が何百億円という賠償金を支払うケースも少なくありません。経済のソフト化に対応して、知的財産の重要性は今後益々高まりつつありますので、身近な問題として一緒に勉強していきたいと思います。

政治

政治学 蔡野 祐三 教授

世界の政治を動かしている基本的な組織は、やはり国家です。しかしその国家の構造や機能が大きく様変わりし始めているのです。国家の名において、戦争をしてきました。また国家の名において、国民を統合してきました。しかし、国家はそれほど強くはなくなってきたのです。国家に何を期待し、国家の何を代えるのか、このような国家をめぐる新たな状況について、お話をします。

政治史 熊野 直樹 助教授

政治学における政治史と歴史学における政治史は、実は、異なります。同じ政治の歴史を研究対象としながらも、その方法において、理念的にはかなり異なるのです。歴史的事実の再構成およびその解釈という意味では同じでも、政治学での政治史は、政治学上の諸概念や理論を利用して、歴史的事実を解釈するという意味で、歴史学のそれとは異なります。政治学での理論や分析方法を手がかりに、政治的なるものを、歴史的事実を再構成ないしは解釈するなかでいかに捉えていくか、が政治学での政治史の学問的課題でもあるのです。政治学と歴史との知的出会いこそが、政治史の魅力でもあります。

こうした知的出会いの場を皆さんと共有することが、この政治史講義の目的なのです。

国際政治学 石田 正治 教授

国際政治学は、国家と国家の政治的あるいは軍事的関係をあつかう学問であるというのが、一般的な定義だが、ことはそれほど簡単ではない。ある国家の他の国家や地域にたいする態度は、その国の内部事情に大きく左右されるからだ。そうすると国際政治学は、ある国の対外政策だけでなく、それに大きな影響をあたえている国内問題と世論まで対象にすることになる。それで、私はアメリカの対外政策と国内世論の関係を話している。

政治学史 関口 正司 教授

なぜ私は、國家の命令に従わなければならないのか。生命を危険にさらして兵士として戦え、言論の不自由を我慢しろ、黙って多額の税金を払え、といった国家権力の様々な要求は、本当に正当なものなのか。現在でもなお、こうした問題に直面し真剣に考えている人々は、世界各地にたくさん存在しているし、過去にもたくさん存在した。こうした大人向きの思考の歴史をたどることが、政治学史のテーマである。

比較政治学 豊永 郁子 助教授

目の前に横たわる政治的・社会的・経済的諸問題に対し、一市民としてどのような関係を切り結んでいくべきか。まさにそうした問題に取り組むテコを指し示してくれるのが、歴史的・同時代的「比較」より得られる洞察にはなりません。振り返ってみると、アリストテレスからマキャヴェリ、モンテスキュー、ウェーバーに至るまで、今日「古典」といわれる著書を残した思想家は、その多くが飽くなき好奇心と現状改変の情熱とを秘めた比較政治学の徒でもあったのです。われわれを取り巻く状況を理解するための基本的な枠組みが悉く崩れ去ってしまったかに見える現代、比較と比較の与えてくれる新鮮な驚きとを羅針盤に、「政治」を切り拓いていく叡智と逞しさを養おう、というのが本講座のねらいです。

ロー・スクール・セミナー

九州大学法学部教官と学生とからなる『法政学会』(学術振興団体)では、裁判官・弁護士・検察官を講師として招く「ロー・スクール・セミナー」を開講しています。現役実務法曹家の実体験に基づいた講義内容で「生きた」法律を楽しく学ぶことができ、法曹実務を肌で感じ取ることのできる絶好のチャンスです。法曹実務家とセミナー受講学生の実演による模擬裁判という企画も準備しています。また、同セミナーの前後1回ずつは、教官による「法学入門」の講義を行います。セミナーで法の実際の運用や法曹の仕事の面白さにふれ、教官による講義で、法律学の理論的な学習の基礎がためをします。

■講義スケジュール

4月～7月／毎週1回

	内 容	担 当
オリエンテーション		教官
民法	不法行為法 契約法 家族法	裁判官 弁護士 弁護士
司法入門	刑事手続 民事手続	検察官 裁判官
刑法	刑事訴訟 犯罪論 犯罪論	裁判官(法廷傍聴) 検察官 弁護士
模擬裁判	民事裁判	弁護士・教官
法学入門		教官



■ロー・スクール・セミナー『模擬裁判』を経験して

(平成10年度受講者アンケートより)

原告側弁護士役 後迫 和哉 さん

私は今回模擬裁判に参加することにより、非常に有意義な経験をすることができた。取り組み始めた頃は、「所詮は芝居」だと考え、あまり乗り気ではなかった。しかし、連日、パートナーと大量の証拠書類を分析する作業や、反対尋問のシミュレート、弁護士の先生と相談することによって、いつしか虚構と現実の壁は崩され、私達はただ「真実」と「成功」のみを求めるようになっていった。こういった作業は私達に裁判に関する知識だけではなく、強い信頼関係、チームワークを生み出していくたと思う。判決後、勝者も敗者もなく、お互いの健闘をたたえ合えたことも素晴らしい。また機会があれば、是非再び参加したい。

陪審員役 村西 良太 さん

模擬裁判に、私も陪審員として参加させていただきました。弁護士の先生方や大学の先生方のご指導のおかげで、模擬裁判は私の予想以上に本格的なものになりました。私は一番前の席でメモをとりながら傍聴していたのですが、原告と被告のそれぞれの主張がどちらも正しく思われ、頭の中が混乱しました。陪審員が集まって結論を出す会議においても、なかなか自分の考えがまとまらなかつたことを思い出します。普段はお目にかかることのない弁護士の先生方と直接お話をさせていただくこともでき、うれしかったです。模擬裁判を通して裁判の流れを理解できたと同時に、このような企画に積極的に参加することに大きな意味があるということを実感しました。

証人役 北乗 綾佳 さん

模擬裁判当日の本番よりもそれまでの準備で色々と苦労した。私は、証人の役だったが、自分達で話し合って証人の人物像を作り上げていくのが楽しかった。毎週、弁護士の方と打ち合わせをしてアドバイスをもらい、良い勉強になった。ただ法律を学ぶだけではなく、実際の裁判でどのように関係してくるのかを考えることは、より具体的で楽しかった。自分の習った知識を活用できるのがみんなに嬉しいとは思わなかった。準備は時間の都合もあり、けっこう大変だったが、それ以上に弁護士の方に色々教えていただけて楽しかった。参加して良かったと思う。

被告側弁護士役 濱邊 隆広 さん

僕は弁護士役で参加しましたが、実際に模擬裁判における尋問内容を考えたりするのは、難しかつたです。でも、けっこう面白い作業だったし、弁護士の仕事のやりがいを、ほんの一部でも実感できる良い機会だったので、参加してみてよかったです。また、民事裁判の流れも把握でき、法律について、より実用的に考えることができたのも、良かったと思います。



ゼミ紹介 刑事訴訟法/大出良知ゼミ

「昨年の私たちのゼミ活動は本を作ることであった…」私たちのゼミナール(ゼミ)を紹介することになったとき、まず思い浮かんだのはこんな一文でした。もちろんこれだけでは、ゼミについてなんの説明にもなっていません。それでも、昨年の私たち刑事訴訟法ゼミの活動の中心が、『うつたちの裁判官』というタイトルのブックレットの出版であったことは事実なのです。(ちなみに「うつたちの」というのは、博多弁で「わたしたちの」という意味です)ですから、そのブックレットがどのようにできあがったのか、その経過を紹介すれば、大学のゼミがどのようなところで、何をやっているのかということを少しほとんど理解していただけるのではないかと思います。

私たちのゼミは、一応、刑事訴訟法という法律について専門的に勉強することを目的としています。刑事訴訟法は、犯罪が発生した場合に、その犯人を処罰するために行われる捜査から裁判までの手続について規定した法律ですから、その関連のことを何かしようということになります。

そして話し合いの結果、教室で勉強するよりは、実際の刑事裁判をたくさん傍聴してみようということになりました。もちろん大学のゼミは、「研究活動」であれば、何でもあります(ちょっと言い過ぎかもしれません)。そこで、刑事裁判がどのように行われているかを調査し、最終的にはその成果を何らかの形でまとめよう、という目標が生まれました。「本を作りたい…」という気がなかつたわけではありませんが、当初はそれほど強く意識されてもいませんでした。そもそも、新しくゼミに入ったばかりの3年生(私たちの法学部では、3、4年生が一緒にゼミをやっています)にとっては、ゼミでやる傍聴といつても、あまり刑事訴訟法の勉強ができているわけでもなく、ただ見てくるだけという状態です。ときには眠気に負けてしまうこともあります、眠たそうな裁判官にも同情したくなってしまいました。これでは本を作ることに実感が湧くはずもありません。

他方、4年生は既に前の年からかなりの数の刑事裁判を傍聴していたので、前期は4年生を中心になって、その成果をまとめるというところからスタートしました。しかし、どうまとめればいいのかがまた難しく、この時点ではほとんど手探り状態でした。そうです、結局ゼミというのは、みんな自分たちでやつたり考えたりしながら運営していくしかなければならないのです。試行錯誤の結果この作業が予想以上に難航したため、前期の終わりの9月頃には、ゼミ生のなかから「このままつづけていて成果をまとめることができるのだろうか」と、危惧する声もあがりました。まあ、後から考えてみて少しえらそうに言えば、そんなテンポでしか進まないというのが「研究」ということかもしれません。

転機は、10月の秋休みに実施されたゼミ合宿in壹岐でした。合宿では、もちろんはじめに議論もしましたが、毎晩の酒盛り、

UNO大会、それに魚釣りと、いろいろな方法で秋以降のゼミ運営についてみんなの考えを確認することができました。ゼミ生の親交を深める意味でも、合宿というの不可欠の行事といつていいと思います。

合宿のおかげで、後期の初めのゼミ時間で全員の意識の統一をはかることができ、ともかく精一杯やって、後に残るようなまとめを目指し、できれば本を作ろうということになりました。いよいよ私たち刑訴ゼミの傍聴活動の本格的スタートです。まず、傍聴にあたって注意すべき視点を整理し、11月から12月にかけてあらためて裁判傍聴を集中的に行いました。

具体的には、11月の最初の2週間を使って、福岡地裁で開かれた刑事裁判の法廷の全てを皆で分担して傍聴しました。また、県内に9カ所ある地裁の支部も訪れました。これらの傍聴で得られた客観的数据や感想を持ち寄り、まとめをどのような構成・内容にするか何度も話し合いました。それがほぼ決まった時には、4年生が卒業するまでに、もう1ヶ月ぐらいしか残されていませんでした。あとは各人に分担した原稿を、何度も何度も検討して書き直すという行程をぎりぎりまで繰り返しました…。

私たちゼミの本『うつたちの裁判官』は、こうして完成しました。その内容にはまだ不十分な点もありますが、私たちにとってそれほど馴染みがあったわけではない刑事裁判の実情をできるだけわかりやすく、少しは専門的に紹介することができたのではないかと思い、満足しています。『うつたちの…』というタイトルは、民主主義のもとでは、裁判に対しても最終的には私たちが責任を負わなければならないという自覚をもって、関心をもちつづける必要があり、裁判官にも市民との関係をあらためて考えてもらいたいと思い命名しました。

以上簡単に私たち刑訴ゼミの昨年の活動を紹介しましたが、もちろんゼミ活動にはまだ色々なものがあり、これは単なる1つの例に過ぎません。合宿以外でも、頻繁に行われる飲み会などは、先輩や先生と親しくなって様々な情報や考え方を知るチャンスになります。また、メインとなる活動自体の選択肢もそれこそ無数に存在するでしょう。結局ゼミがどのようなモノとなるかは、参加する自分たち次第なのです。そこにある大きな可能性こそ、ゼミの本質であり醍醐味で、大学らしいところだと思います。

ところで『うつたちの裁判官』に興味を持たれた方、書店で探してみて下さい。

現代人文社

(TEL 03-5379-0307)という出版社から大好評(?)発売中です。

○ 方言で気さく、説明上手

△ 態度偉そう、小声や早口



九州大の学生たちが出版したリポート
「うつたちの裁判官」

リポートに取り組んだのは、今春の卒業生と新四年生の計二十三人。昨年十一月から今年一月にかけて、福岡地裁と九支部で開かれた刑事裁判を分担して傍聴。裁判官の態度、職員の対応などを見た。

「…してよろしい」を連発する、いかにも偉そ

九大生が『通信簿』

「裁判官席って、想像したよりも壇が高いなあ」——九州大法学院の大出良知教授（刑事訴訟法）のゼミ生が、福岡地裁の刑事裁判リポート「うつたち（わたしたち）の裁判官」を出版した。小倉、久留米、飯塚などの支部を含めて傍聴を経て、裁判官の八判の進め方、被告への接し方などについて感じたことを率直にまとめた。裁判官個々を実名で取り上げ、「長所」や「短所」もすばば指摘、市民から見た裁判官の通信簿ともいえる内容になっている。

裁判官を実名採点

県内裁判所を歩きリポート

うな態度の裁判官。両手を机の上に出してうつむく居眠り裁判官。被告に「聞いてよくけど下さい」といふけれども、筑後弁丸出しで話す気さくな裁判官。被告に反省文を書かせ、判決宣前に朗読させる、お説教好きの裁判官……。それでも裁判官は、それぞれが独立した存在だが、裁判の進め方が違つても違つていて、リポートは「法服の世界も十色」とあらためて実感させてくれる。

「被告の話をしつかり聞いている」「高齢の被告に法律用語をかみ砕いて説明し親切」など高い評価を受けた一方で、「早口、ぶっきらぼうで聞き取りにくい」「傍聴席まで声が届かない」など厳しい指摘を受けた裁判官も。黙秘権の告知、上訴権などの説明が裁判官によってどう違うかも比較し、分かりやすい説

司法改革、実情から

大出良知・九州大法学院教授の話

法律の専門家や新聞記者も、これだけ広範な傍聴はしていないはずだ。裁判官の実名入りのリポートの出版も、恐らく例がないと思ふ。司法改革の論議が進んでいるが、実情から考える姿勢こそ大事。裁判官の読後感想もぜひ聞いてみたい。

サークル紹介 九州大学法律相談部

法律相談部とは？

法学部有志が参加しているサークルです。月に一度の無料法律相談会を活動の中心とします。部員数は35名、顧問教官は伊藤昌司教授、河内宏教授、西村重雄教授です(平成12年6月現在)。

活動内容

1) 無料法律相談会

一般市民の方々を対象とし、同部員の学生と教官が、法律全般の相談を無料で受け付けています(係争中の事件を除く)。

まず部員が相談の内容をお聞きして整理し、それから先生と、応援に来てくださる弁護士の方が実際に相談にお答えします。

[時:毎月第2土曜日午後2時から、受付は同3時30分まで
於:九州大学文系講義棟(東区箱崎)]

2) 勉強会

部員の希望者を募って、各種国家試験の勉強会を行なっています。

3) レクレーション、その他

新入部員歓迎コンパ、追い出しコンパなどの年中行事のほか、小旅行等を企画しています。



高校生の皆さんへ

このパンフをご覧になっている方の多くは、何か夢をもって大学進学をめざしていることでしょう。しかし大学に入って自由を手にするや初心を忘れてしまいがちです。一方で、その自由な時間を有意義な活動にあてることによって自分の力で将来を切り開いて行けるという良さも大学にはあります。法律相談部に所属し、生の法律問題に触れたり部員や先生方と交流する経験は、将来どの方面に進むにしても役立つこと思います。縁あって九州大学法学部に入られた方はぜひ法律相談部の門をたたいてみてください。

猪川 映(法学部 4年生)

ホームページアドレス
<http://village.infoweb.ne.jp/~fwgc3224/index.htm>

進路・就職状況

'97▶'99

本学部の卒業生の代表的な就職先は、――

最近の就職状況を以下にまとめてみました。

(1997年度から1999年度までの3年間の累積で2人以上が就職したところを示しました。)

法曹関係を志す人のために、1999年度の司法試験の情報も掲載します。

業種	就職先(人数)
地方公務員	福岡市職員(13)、福岡県職員(9)、熊本県職員(7)、北九州市職員(3)、長崎県職員(5)、大分県職員(6)、宮崎県職員(5)、鹿児島県職員(3)、佐賀県職員(6)、下関市職員(2)、鹿児島市職員(5)、中間市職員(2)、久留米市職員(4)
国家公務員	福岡地方裁判所(4)、社会保険庁(2)、九州地方建設局(5)、九州大学(2)、福岡法務局(2)
銀行	福岡銀行(7)、住友銀行(3)、第一勧業銀行(3)、さくら銀行(3)、大分銀行(3)、肥後銀行(3)、鹿児島銀行(2)、三和銀行(3)、住友信託銀行(2)
政府金融機関	商工組合中央金庫(2)、国民生活金融公庫(3)、中小企業金融公庫(3)、農林漁業金融公庫(2)
通信	日本電信電話(4)、毎日新聞社(2)、日本放送協会(2)、長崎放送(2)、NTTデータ(6)、国際電信電話(2)、NTT移動通信網(2)
電機	三菱電機(4)、東芝(2)、日本電気(2)、日本アイ・ビー・エム(2)、富士通(5)、富士ゼロックス(2)、松下電器産業(2)、三洋電機(2)
保険	安田火災海上保険(3)、日本生命保険(4)、東京海上火災保険(2)、住友生命保険(2)、安田生命保険(2)
輸送	三菱重工業(5)、トヨタ自動車(7)、川崎重工業(3)、KOMATSU(2)
電気・ガス	九州電力(12)、関西電力(2)
鉄鋼・金属	日本钢管(2)、石川島播磨重工業(2)
化学	旭化成(3)
商業	三井物産(3)、丸紅(2)
建設	九電工(2)
運輸	九州旅客鉄道(4)、西日本旅客鉄道(2)
窯業	旭硝子(2)
その他	法律事務所(3)、日本道路公団(4)、日本電気ソフトウエア(2)、商工ファンド(2)、エルグ(2)、ベネッセコーポレーション(3)

司法試験の合格者

大学名	99年度合格者数	98年度合格者数	大学名	99年度合格者数	98年度合格者数
九州大	12	14	中央大	92	68
東京大	229	213	一橋大	46	31
早稲田大	139	117	京都大	112	73
慶應大	95	91	大阪大	28	20

九州大学法学部

